

## 白河市Uターン就職活動交通費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、Uターン希望者に係る就職の促進を図るため、当該希望者が市内企業との就職活動に要する交通費に対して、予算の範囲内で白河市Uターン就職活動交通費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターン 本市へのUターン、Iターン及びJターンの総称をいう。
- (2) 市内企業 市内に事業所を有する事業者又は開設する見込みのある事業者をいう。
- (3) 就職活動 市内企業が実施する職場体験に参加し、若しくは採用試験・面接を受験すること、県内で開催される合同面接会に参加すること又は、市内企業に訪問することをいう。
- (4) 市内企業との就職活動地 市内企業が、Uターン希望者と県内において就職活動を実施する住所をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内企業との就職活動を実施し、かつ市外に居住するUターン希望者である者とする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、市内企業への就職を目的として、当該市内企業との就職活動に当たり、Uターン希望者の住所地から市内企業との就職活動地との往復の移動に要した経費のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公共交通料金（鉄道料金、航空料金、高速バス料金、路線バス料金、タクシー料金）
- (2) 有料道路料金
- (3) レンタカー料金
- (4) 自動車等の燃料料金（1kmあたり37円）
- (5) 宿泊料

2 補助金の対象経費について国、県又は他の市町村から補助を受けている場合は、補助対象としないこととする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の対象経費の合計額とし、10,000円を限度とする。ただし、当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付回数)

第6条 補助金の交付は、同一人に対し2回を限度とする。

(補助金の交付申請及び実績報告書)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、就職活動を行った日から起算して30日を経過する日までに、白河市Uターン就職活動交通費補助金交付申請書及び実績報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 居住地の確認できる公的機関が発行した証明書(運転免許証等)又は公共料金(電気、ガス、水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の領収証書の写し

(2) 白河市Uターン就職活動交通費補助金交付申請に係る就職活動実施証明書(第2号様式)

(3) 第4条の対象経費に係る領収書の写し、又は支払を証明できるもの

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、白河市Uターン就職活動交通費補助金交付決定通知書及び額の確定通知書(第3号様式)を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、白河市Uターン就職活動交通費補助金交付請求書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。